(様式2)

**応募要件チェックリスト**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 施設種別 | 特定施設入居者生活介護 |

**Ⅰ　応募事業者要件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要件 | 適否 | 備考 |
| 1　　社会福祉法人の評議員及び役員（就任予定者を含む。）に次の各号に該当する者がいないこと。(1)社会福祉法（昭和26年法律第45号）第40条第1項に掲げる者(2)堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(3)過去5年間に破産手続開始決定を受けて復権を得ない　　　　者 | □適　　□否 |  |
| 2　　介護保険法第70条第2項及び第115条の2第2項の規定に該当しない者であること。 | □適　　□否 |  |
| 3　　法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人であること。また、本市が課税する市税を滞納していないこと。 | □適　　□否 |  |
| 4　　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等、経営状態が不健全な法人でないこと。 | □適　　□否 |  |
| 5　　過去に改善命令を受けた法人においては、改善が終了しており、かつ、改善を終了してから3年が経過している者。  | □適　　□否 |  |
| 6　　法人が運営しているすべての施設・事業所が、介護保険法に基づく介護保険事業者の指定の全部効力又は一部効力の停止を受けた場合、その処分期間を経過し終了していること。 | □適　　□否 |  |

※要件を満たしている場合の回答は、「適」を選択し、「□」を「■」にしてください。以下同じ。

**Ⅱ　資金計画要件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要件 | 適否 | 備考 |
| 1　特定施設開設資金開設資金は、自己資金及び借入金（補助制度が活用できる場合は補助金含む）により確保できること。 | □適　　□否 |  |
| 2　特定施設運営資金　　　運営資金は、年間事業費用の12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を確保できること。自己資金の確保は、特定施設の開設及びその後の健全な運営のためにも重要であることから、審査の過程で随時、残高証明書等の提出を求めることがあります。介護保険制度における介護報酬の支払いは、概ね2か月程度を要することから、その間の運営資金と併せて当初の入所や利用人数に比例した収入の不足分をつなぎ資金として準備する必要があります。 | □適　　□否 |  |